

総務財政常任委員会報告書

令和3年3月19日第1回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 3 年 5 月 1 7 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

総務財政常任委員会  
委員長 池 田 誠 悦

記

【所管事務調査事項】

固定資産税に係る課税の現況について

令和3年3月19日、4月21日、5月17日の3日間、委員会を開催し、副町長、税務課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1 調査の目的

固定資産税に係る課税の現況、今後の取組等を把握するため調査を行った。

2 調査の方法

固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税の内容、償却資産の課税に至る経過、未登記物件への対応方法に関する資料等の提出を求めたほか、副町長、税務課長への聴取を行った。

### 3 固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税の内容について

地方税法第342条ならびに七飯町税条例第54条の規定により、毎年1月1日現在（「賦課期日」という。）町内に所在する土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」という。）に対して課税されるものである。

#### （1）納税義務者について

毎年、賦課期日現在における固定資産の所有者に税額を課する。所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいう。償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

#### （2）税額について

固定資産の評価は、総務大臣が告示する「固定資産評価基準」によって行い価格（評価額）を決定し、その価格を基に法律で定める計算式を適用して、税額の基礎となる課税標準額を算出する。ただし、同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が次の金額（免税点）に満たない場合、固定資産税は課税されない。

税額＝所有固定資産の合計課税標準額×1.4%

免税点《土地》30万円 《家屋》20万円 《償却資産》150万円

#### （3）評価替えについて

固定資産（土地・家屋）の価格は3年ごとに見直すこととされ、これを「評価替え」という。令和3年度は評価替えの年度となり、令和4年度・令和5年度は原則として価格が据え置かれるが、分筆・合筆・地目変更等によって、区画形質が変化した土地や、増築又は一部取壊し等のあった家屋は例外的に価格の見直しを行う。

#### （4）土地について

田・畑・宅地・塩田・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野その他の土地をいう。住宅用地に係る課税標準の特例や商業地等の宅地、一般農地に係る負担調整措置がある。

(5) 家屋について

住家・店舗・工場（発電所及び変電所を含む）・倉庫その他の建物をいう。  
要件を満たす場合、新築後一定期間の固定資産税軽減措置がある。

(6) 償却資産について

毎年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されないものが所有するものを含む。）が申告の対象となる。ただし、下記の内容は償却資産の対象から除かれる。

- 自動車税・軽自動車税の種別割の課税対象となるもの
- 特許権・ソフトウェアなどの無形固定資産
- 耐用年数1年未満、取得価格10万円未満の減価償却資産で、税務会計上、一時損金算入しているもの又は必要経費としているもの
- 取得価格が20万円未満の減価償却資産で、税務会計上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行ったもの（一括償却）

主な償却資産について、いくつか業種別に例示すると、表1のとおりである。

【表1】

業種	主な償却資産
各業種共通	駐車場設備、舗装路面、応接セット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、太陽光発電設備、等
飲食業	厨房設備、接客用家具、カラオケセット、冷蔵庫、等
小売業	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、レジスター、等
農業	トラクター、コンバイン、耕うん機、ビニールハウス、堆肥舎、等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、等
医療業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術用機器、歯科診療ユニット、等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機、コンクリートカッター、等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、広告塔、接客用家具、等

委員からは、土地や家屋の軽減措置に対する質疑があり、土地については住宅の敷地の用に供されている場合、課税標準額について、200平方メートル以下の住宅用地については6分の1に軽減される小規模住宅用地の特例や、200平

方メートルを超えた一定の敷地に対しては3分の1に軽減される一般住宅用地の特例等があり、家屋については、要件を満たす新築の場合、一定期間固定資産税が2分の1に減額となる措置があるとの回答であった。

#### 4 償却資産の課税に至る経過について

償却資産は、土地及び家屋とは異なり登記制度がないため、地方税法第383条及び七飯町税条例第75条の規定により、所有者には毎年1月1日現在における当該償却資産についてその所在、種類、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告する義務を課している。

申告実績のある事業者及び当町で事業の開始を把握したもの（個人営業届、法人届、確定申告の事業所得者）については、毎年12月末に申告書様式を送しているが、償却資産を所有していて申告書様式が届かない場合や新たに事業を開始した場合は、事業者からの連絡をお願いしており、町広報誌でも周知している。

#### 5 未登記物件への対応方法について

自己資金で建築した家屋は未登記の場合があり課税漏れとなるケースがある。また、償却資産に該当する構築物等においても未申告の場合があるため、定期的に町内を巡回し課税漏れの把握に努めているが困難な状況である。

令和2年度においてデジタル空中写真撮影および写真地図作成業務委託を行った。

今後、課税台帳と照合することで課税漏れを解消するための実地調査等を計画的に行う予定である。

委員からは、農業用施設・倉庫等の未登記家屋や、近年全国的に課税漏れが問題となっている太陽光発電パネルの償却資産について、どのように対応していくのかとの質疑があり、令和3年度より再任用職員1名を配置しており、今後はデジタル空中写真の画像と現況を照合するなど、効率的な把握方法を検討し、課税漏れの解消に計画的に取り組んでいくとの回答であった。

#### 6 その他

##### (1) 罰則について

正当な理由がなく固定資産税の申請又は申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び七飯町税条例第76条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加

えて延滞金を徴収する場合がある。

(2) 平成27年度から令和3年度の課税状況（調定額）は、表2のとおりである。

【表2】

単位：円

年 度	土 地	家 屋	償却資産	合 計	備 考
平成27年度（替）	355,081,100	576,578,600	251,823,400	1,183,483,100	評価替え年度
平成28年度	352,565,700	683,979,900	270,737,800	1,307,283,400	新幹線家屋の課税開始
平成29年度	349,795,200	673,894,000	459,494,000	1,483,183,200	新幹線償却資産課税開始
平成30年度（替）	326,084,900	673,208,300	471,644,100	1,470,937,300	評価替え年度
令和元年度	325,991,000	688,260,500	447,423,700	1,461,675,200	
令和2年度	327,174,100	704,806,700	436,196,700	1,468,231,500	
令和3年度（替）	300,402,000	652,334,000	357,057,000	1,309,793,000	評価替え年度

※平成27年度～令和元年度は最終調定額、令和2年度は最終調定見込額、令和3年度は当初予算額を記載

## 7 まとめ

固定資産税は、七飯町の財政運営上、大変貴重な自主財源となっている。

しかし、太陽光発電パネル等の償却資産については、土地及び家屋とは異なり登記制度がないため、納税義務者及び課税客体の把握が容易ではなく、未申告者・未申告資産の把握・解消が課題となっている。

未申告者の中には、申告の必要があることを知らない納税義務者がいることも考えられるため、町広報誌での周知に努めるとともに、未登記家屋の把握とあわせて実地調査を行い、申告案内を送付するだけでも未申告者の解消につながる事が期待できる。

また、町では、令和2年度においてデジタル空中写真撮影および写真地図作成業務委託を行い、これらの情報を課税台帳と照合することにより、課税漏れの解消につながる事が期待できる。

今後、課税漏れの解消に向けて実地調査等を計画的に行う予定であることから、課税の適正性・公平性を確保するために、早急に実地調査等を実施するための環境及び体制作りを強化し、課税漏れの解消を図ることを強く望み、委員会報告とする。